

関西国際空港二期事業の取扱いについて

関西国際空港二期事業については、以下に掲げる措置を前提として、二〇〇七年限定供用に向けて整備を進める。

一・二期事業の施設整備は、二本目の滑走路を供用するために必要不可欠なものに限定して行うこととする。先送りした事業は、限定供用後の需要動向、会社の経営状況等を見つつ行う。

二・関西国際空港株式会社は、同社の安定的な経営基盤を確立し、有利子債務の確実な償還を期すために設けられた補給金制度の趣旨等を踏まえ、一層の経営改善を進め、安定的に経常黒字を確保し、補給金及び政府保証債に頼る必要のない安定的な経営基盤を一日も早く確立するよう努める。

三・関西国際空港株式会社は、関西国際空港が国際拠点空港としての機能を十全に発揮するよう、関係地方公共団体及び民間と一体となって、二〇〇七年度は十三万回程度、二〇〇八年度は十三・五万回程度、その後も前号の経営基盤の確立に必要な需要の確保のために、集客・利用促進・就航促進に向けた更なる努力を行う。

四・大阪国際空港について、以下の措置を講じる。

(一) 空港整備法上の位置付けに関しては、大都市圏拠点空港の整備が一巡しようとしている状況の中で、空港整備法上の空港種別の在り方の見直しの必要性等の論点を踏まえ、二種A空港への変更については、次期社会資本整備重点計画の策定の中で、交通政策審議会航空分科会において検討を行う。

(二) 平成十七年度から平成十九年度まで段階的にYS代替ジェット枠五〇を削減した上で、総枠三七〇(うちジェット二〇〇)を上限として運用する。また、運用時間については、七時から二十一時までとする。

(三) 環境対策費については、大幅に削減することとし、平成十七年度からの十五年間における総額を六三七億円以内にするとともに、これを同空港の利用者が負担する仕組みを導入する。

平成十六年十二月十八日

財務大臣 谷 垣 禎 一

国土交通大臣 北 側 一 雄